第六　動物用生物由来原料基準（平成十五年七月二十八日農林水産省告示第千九十一号）の一部を次のように改正する。

第一の1中「又は動物用医療機器」を「、動物用医療機器又は動物用再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という。）」に改め、第一の2中「動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用医療機器（以下「動物用医薬品等」という。）」を「動物用医薬品等」に改める。

第二の7中「動物用医薬品等」を「動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用医療機器」に改める。

第七　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）」に改める。

第二号及び第三号中「薬事法」を「法」に改める。

第八　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

第九　平成二十三年九月二十八日農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号の表鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の項中「動物用生物学的製剤」の下に「又は再生医療等製品」を加え、同表の（注）第四号中「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に、「同法」を「医薬品医療機器等法」に、「又は第十九条の二第一項」を「、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項」に改め、同表の（注）に次の一号を加える。

五　この表において「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品をいう。

附　則

この告示は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○農林水産省告示第千六百三十六号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、動物用生物学的製剤基準等の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

平成二十六年十一月十八日　農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十七号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

平成二十六年十一月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する再生医療等製品を次のように定める。

平成二十六年十一月十八日　農林水産大臣　西川　公也

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する再生医療等製品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条の五第一項の農林水産大臣が指定する再生医療等製品は、同法第二条第九項に規定する再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の全部とする。

附　則

この告示は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○農林水産省告示第千六百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条の二第一項、第六十三条の三第一項及び第八十二条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条の二第一項及び第六十三条の三第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品及び医療機器を次のように定める。

平成二十六年十一月十八日　農林水産大臣　西川　公也

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条の二第一項及び第六十三条の三第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品及び医療機器

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第一項の農林水産大臣が指定する医薬品は、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条第一項の農林水産大臣の指定する医薬品とする。

二　法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第六十三条の三第一項の農林水産大臣が指定する医療機器は、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二条第五項に規定する高度管理医療機器とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に存する第一号に規定する医薬品又は第二号に規定する医療機器については、法第五十二条の二第一項前段又は第六十三条の三第一項前段の規定は、適用しない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　八四〇円（本体　七八〇円）　（配送料別）